

## 「医療法施行条例の一部を改正する条例案」に関する 意見募集（パブリックコメント）について

医療法施行条例については、県の条例等で定めることとされています。

このたび、医療法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第73号）により医療法施行条例（平成24年秋田県条例第75号）の一部を改正する必要があります。

については、次のとおり意見を募集しますので、ご意見をお寄せくださるようお願いいたします。

### 関係資料等の閲覧方法

#### （1）インターネット

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」医務薬事課ウェブサイト

#### （2）印刷物の閲覧場所

秋田県総務部広報広聴課（県庁本庁舎1階）

秋田県各地域振興局総務企画部地域企画課（秋田地域振興局を除く）

#### 閲覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）

### 1 意見募集期間

令和6年1月9日（火）～令和5年1月18日（木）まで

### 2 意見の提出方法

意見書様式（任意の様式でも可）に記入のうえ、郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、令和6年1月18日（木）まで提出してください。

意見の提出先については、以下をご覧ください。

①郵送先：〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県健康福祉部 医務薬事課 医務・薬務チームあて

②ファックス番号：018-860-3883

③メールアドレス：Imuyakujika@pref.akita.lg.jp